

愛知地方最低賃金審議会
第2回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和5年10月5日(木) 午前10時00分～午前11時40分

場 所 名古屋合同庁舎第2号館3階 共用中会議室

出席者

(公益代表委員) 鈴木部会長、中山部会長代理、水野委員

(労働者代表委員) 大脇委員、近藤委員、山本委員

(使用者代表委員) 梶原委員

(事務局) 伊勢労働基準部長、平井賃金課長、高橋主任賃金指導官、名倉課長補佐、大口賃金指導官、橋本監督官、丹下賃金調査員、吉田賃金調査員

議 題 (1) 令和5年度愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正について
(2) その他

議 事

○大口賃金指導官

第2回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会の開催に当たり、事務局より御案内いたします。本専門部会については、三者協議部分を公開とすることとしております。本日は、傍聴の希望及び報道機関からの取材の希望はありませんでしたのでご報告させていただきます。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載のNo.1からNo.5を配付させていただきます。御確認いただきますようお願い申し上げます。不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。

資料No.1の委員名簿につきましては、令和5年9月1日付けで変更がございましたので、再度配付させていただきます。

それでは、以降の議事進行を鈴木部会長にお願いいたしたいと存じます。

鈴木部会長、よろしくお願いいたします。

○鈴木部会長

はい、よろしくお願いいたします。それでは、ただ今より第2回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会を開催いたします。事務局は委員の出欠状況について報告をお願いします。

○大口賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は3名の委員全員が御出席、労働者代表委員は3名の委員全員が御出席、使用者代表委員は1名の委員がご出席で、勝木隆二委員、北島信夫委員については御欠席の御連絡をいただいております。

委員定数9名中7名が御出席され、また、公労使各側委員とも3分の1以上の委員が御出席されております。

このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

○鈴木部会長

ただ今、事務局より本部会は定足数を満たしており会議が成立している旨の御報告がありました。それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思います。

まず、議題(1)「令和5年度愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正について」です。本日の資料について、事務局より説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

本日お配りした資料No.2以降についてご説明申し上げます。

資料No.2からNo.4は、第1回専門部会において配付いたしました資料を改めて配付しております。

資料No.2は「令和5年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧」です。本年6月27日に提出された特定最低賃金5業種の改正にかかる申出を一枚に取りまとめたものです。全てが労働協約ケースとなっております。

資料No.3は「最低賃金引上状況等の推移(愛知)令和5年度版」です。平成26年度から昨年度までの愛知県最低賃金と特定最低賃金9業種の引上げ額等の変遷です。灰色で網掛けしてあるのは、愛知県最低賃金を下回っていることを示しています。

資料No.4「総括表」は、労使協定における最下限金額前後につきましても1円刻みで記載しております。

資料No.5は「愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金引き上げに伴う影響」です。この表は、資料No.4「総括表(1)」をもとに作成したものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木部会長

ただ今の資料説明について何か御質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

○鈴木部会長

それでは次に進みます。

前回の専門部会では、労使双方から基本的な意見表明をいただきましたが、具体的な引上げ額の提示はなされておられません。本日は、改定金額を含め改めて現時点での労使双方からお考えをお伺いしたいと思います。

それから、資料の提出がございましたら御提出をお願いします。また、参考人からの意見聴取の御予定がある場合は、意見の中でお申し出いただきますようお願いいたします。

それでは、労働者代表委員お願いいたします。

○大脇委員

前回から考え方は大きく変わりませんし、目指すところとしては、我々が協定書で出しているところの金額を目標として考えております。以上です。

○鈴木部会長

はい、ありがとうございます。続きまして、使用者代表委員お願いいたします。

○梶原委員

私どもも前回と同じ考えでございます。前回の引上げ額に対して、現在の状況はどうなのか、賃金引上げ、それから会社の支払い状況等のことを勘案して引上げ額を判断していきたいなどと考えております。以上です。

○鈴木部会長

はい、ありがとうございます。労使それぞれに対して御質問、御意見等ございますでしょうか。

(質問等なし)

○鈴木部会長

よろしいですか。御質問ないようですので、そうしましたら、一旦休会としまして個別の打ち合わせを行うことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○鈴木部会長

それでは一旦本部会を休会といたします。その上で、本日は労働者委員のほうからお話を伺いますのでよろしくお願いいたします。

(一旦休会)

○鈴木部会長

それでは全体会議を再開いたします。ただ今、個別の打ち合わせにより労使双方からお考えをお伺いしました。それを踏まえまして、改めて御意見を伺いたいと思います。

まず、労働者代表委員からお願いいたします。

○大脇委員

先ほど申し上げたとおり、申し出の金額の下限値である 1,098 円を目指すところは大きく変わっておりません。ただ、歩み寄るという意味で、やはり地賃との優位性というところで地賃との比率 5%は保ちたいなというところで、そこを考えております。以上です。

○鈴木部会長

はい、ありがとうございます。それでは、使用者代表委員お願いいたします。

○梶原委員

使用者側のほうですけれども、今、労側のほうから金額を頂いたということですが、私ども使用者側といたしましては、先ほど申し上げましたが、今年度の引上げ幅というのは基本的には昨年の引上げ幅をベースに、今年の情勢がどうなのかというのを基本に考えているというような状況でございますので、それに加味してプラスアルファで行くということは考えています。

が、ただ、どれだけ引上げるかと考えたときに、地賃が昨年 31 円から 41 円ということで引上げ幅プラス 10 となっていますので、そこらへんは同じ引上げ幅というものは合理性があるのだらうと思っていますので、昨年が 22 円引き上がっていますので、プラス 10 円の 32 円の引上げ幅が、金額的にはここが考えられる数字だなと現時点では思っています。以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。それでは本日の状況をまとめさせていただきます。

労働者側の御主張は、中期的には協約の最低金額の 1,098 円。ただ、今年としてはそこまでというのではないので、対地賃 5%ぐらいということでした。

対して、使用者側の御主張としましては、22 円プラス 10 円の 32 円の引上げとなりますと、昨年が特賃 1,018 円ですので、具体的には 1,050 円。

現時点におきましては隔たりがありまして、本日については金額の合意に至っておりません。

更に審議を重ねたいと思っておりますので、継続審議とさせていただきます。

次回3回目となりますので、次回で決まりますようよろしくご協力をお願いいたします。

それから、次回以降に資料の提出、参考人からの意見聴取の希望がある場合は、事務局までお願いいたします。

続きまして、議題「(2) その他」です。各委員の皆様何かございますでしょうか。

(特になし)

○鈴木部会長

よろしいですか。では事務局から事務連絡等お願いいたします。

○高橋主任賃金指導官

次回、第3回目は10月10日(火)午前10時、場所はこちら3階の共用中会議室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木部会長

ただ今の事務局からの説明に対して何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本日第2回の審議は以上をもって終了いたします。御協力ありがとうございました。

(令和5年10月5日) 愛知地方最低賃金審議会

第2回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業専門部会 議事録